

FirstGlobal メッセージ

# siesta

2020.6月号 vol.204

発行元：〒540-0012

大阪府中央区谷町1-6-4

天満橋八千代ビル10階

(株)ファーストグローバルコンサルティング

代表取締役

戦略人事コンサルタント 品川典久

TEL 06-6910-3007 FAX 06-6910-3008

Email [shinagawa@1gc.jp](mailto:shinagawa@1gc.jp)

URL <http://www.1gc.jp>

## 今月のトピックス

### 雇用調整助成金

前は志村けんさんでしたが、今回は直前に岡江久美子さんの訃報が飛び込んできました。ご存じのように岡江さんは乳がんの治療中で免疫力が低下し、重症化してしまった、との報道でした。人の命に軽い重い、はないですが、やはり残念でなりません。最初の発熱の受診時にお医者さんが、様子を見ようではなく、違った措置を取ってれば、と思うのは私だけでしょうか？ただ、今の医療現場を考えると、お医者さんだけを責めることもできません。本当に怖いです。この1カ月、あっという間でしたが、とにかく「雇用調整助成金」のご相談やお手伝いのご依頼を続々といただきました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、「休業手当」を支払って社員を休業させる場合に申請できるものですが、日々、とっていいぐらい、内容が変わり、要件が緩和されています。専門家の私たちでも正直、ついていけないぐらいです。先月までは、休業させた社員へ支払う休業手当（賃金の60%以上）に対し、その2/3が助成される規定が、現在は最大9/10になり、先日10/10（実質94%）にまで拡充されました。ただ、気をつけたいといけなは、法定以上の「休業手当」を支払わないといけなはということとです。たとえば、法最低限の「平均賃金の60%」とすると、保障すべき金額は過去3カ月の賃金総額（残業代・諸手当含む、賞与含まず）を「所定労働日数」ではなく、「総暦日数」で割り出した単価で計算し、その60%となります。ただ、労使間の約束は、所定労働日数での計算、としたり、勤務しないので残業代や通勤手当部分は保障しない、など企業によってケースが異なり、答えは一つではありません。助成金を申請する場合は、あくまで、法定以上の休業手当を支給していない、という判断を下されると、該当する対象者への助成金が1円も出ない、なんてこともあり得ます。とにかく、今は所管のハローワークに電話が全くつながらず確認ができないので、企業さん独自で取り組むのは、至難の業ではないかと思ひます。この助成金の申請をしないで済む状態に、早く戻ることを祈ります。

## < next >

これまで国が推奨していた在宅勤務が、意外なカタチで定着してしまいました。「働く姿勢」を会社は見えず、コロナ終息後は、仕事は「結果」の評価が求められることに間違いなくなっていくと思ひます。新型コロナはいろんなことを考えさせてくれます。